

甲賀市立中学校拠点校方式による部活動実施要項

甲賀市教育委員会

甲賀市内中学校では、生徒数の減少に伴う中学校の小規模化により、部活動指導教員の不足等の課題を抱え、生徒の興味、関心に応じた部活動の設置・運営が困難な状況になってきている。

甲賀市教育委員会（以下、教育委員会という）では、市立中学校に通う中学生にとって望ましい部活動が展開されるように、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして拠点校方式による部活動を実施する。

拠点校方式による部活動とは、拠点とする中学校を活動場所として定め、他の中学校から参加を希望する生徒を拠点とする中学校が受け入れ、部活動を実施する方式である。

1. 目的

甲賀市立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校や地域、保護者の理解と協力を得ながら、地域指導員を活用した拠点校方式による部活動（以下、拠点校部活動という）を実施し、持続可能な部活動の実現を図ることを目的とする。

2. 事業主体および実施主体

実施の事業主体は教育委員会とする。また、実施主体は甲賀市立中学校とする。

3. 実施申請

- ① 拠点校の中学校長は、教育委員会に実施申請書（様式1）を提出する。
- ② 教育委員会は実施申請書の提出を受け、実施を許可する場合、実施許可書（様式2）により拠点校の中学校長へ通知する。
- ③ 教育委員会は実施を許可した後、拠点校部活動の参加募集を作成し、市内中学校を通じて、生徒・保護者に配布する。
- ④ 拠点校部活動の参加希望生徒が在籍する中学校長は、その生徒・保護者からの参加申込書・保護者同意書（様式3）を受け、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して、拠点校の中学校長に申請書（様式4）を提出する。
- ⑤ 拠点校の中学校長は、申請を承諾すれば参加生徒が在籍する中学校長あてに承諾書（様式5）を提出する。

4. 実施期間

実施期間は、年度単位を基本とする。

5. 実施決定

教育委員会は実施申請書の提出をもって、不都合がなければ実施を許可する。

6. 拠点校部活動に参加できる生徒

- ① 在籍校に希望する部活動がない生徒
- ② 在籍校から拠点校への移動は、保護者の責任で対応できる生徒。
- ③ 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生徒指導に従うことへ同意した生徒。
- ④ 在籍校及び拠点校の承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒。

7. 参加生徒の活動について

- ① 生徒は、拠点校における部活動の方針（活動日、各大会や試合への参加等）に従う。
- ② 拠点校への移動は、徒歩や自転車、公共交通機関による移動を基本とする。なお、自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用する。また、公共交通機関を利用する場合は、移動経費を教育委員会が補助する。「甲賀市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金交付要綱」により必要な申請を行う。
- ③ 活動を欠席するときは、生徒または保護者が拠点校の顧問へ事前に連絡する。
- ④ 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なったときは、原則として在籍校の活動を優先する。
- ⑤ 生徒または保護者が、拠点校の部活動方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の中学校長は当該生徒の活動を中止することができる。
- ⑥ 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の中学校長が決定することとし、必要に応じて在籍校の中学校長と協議するものとする。

8. 在籍校および拠点校の連携

- ① 在籍校及び拠点校は連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡を取る。
- ② 在籍校は拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や、生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- ③ 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等の関係者は、在籍校からの生徒の情報を共有する。

9. 大会等への参加

- ① 各大会等への参加にあたっては、主催者が定める大会要綱に従う。
- ② 中学校体育連盟主催の大会については、中学校体育連盟の定める「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」に従う。

- ③ 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行う。

10. 事故への対応

- ① 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて在籍校と連携して対応するものとする。
- ② 交通事故を除く移動中の事故及び活動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

11. 参加申し込み手順

- ① 拠点校方式による部活動への参加を希望する場合は、在籍校の校長に「拠点校部活動参加申込書・保護者同意書」（様式2）を提出し、在籍校長の承認を得る。
- ② 拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒・保護者へ連絡し活動を開始する。

12. その他

- ① 当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は各学校で行う。
- ② 拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設けることが望ましい。
- ③ 参加生徒在籍校は、連絡責任者（教頭、部活動担当教員等）を決めておく。

附則

この要項は、令和6年6月1日から施行する。